

(別 紙)

## 選択的夫婦別姓制度導入に向けた法改正の速やかな実現を求める意見書 (案)

今結婚をしようと思ったとき、日本の法律（民法）では例外なく夫婦の姓（氏）を一つに統一しなければならない（夫婦同姓）。どちらの姓にそるえるかは自由だが、実際に改姓するのは女性が約 94%（2024 年）というのが現状である。「生まれ持った氏名で結婚し生きたい」「夫婦同姓は家制度の名残でおかしいと思う」「改姓によって人間関係やキャリアを失いたくない」など、夫婦別姓にしたい理由は様々で、実現を求めて長年にわたる運動、訴訟や法改正の請願活動等が活発に続いている。

高松市議会においては、2021 年 12 月議会で「選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出を求める陳情」を全会一致で採択し、意見書を国に提出している。2024 年には、日本経団連など経済界も「選択的夫婦別姓の早期導入」を提言し、昨年には 28 年ぶりの国会審議があった。

現在、夫婦同姓を義務づけているのは日本だけで、米国や英国、ドイツでは同姓か別姓かを選べるほか、フランス、韓国、中国では原則別姓。以前は日本以外にも夫婦同姓を強制する国があったが国連女性差別撤廃委員会（CEDAW/セダウ）による勧告の影響などもあって諸外国では 20 世紀中に法改正が進んだ。日本政府は、CEDAW から、選択的夫婦別姓制度導入に向けた法改正を 4 度も勧告されたが、「国民的議論を踏まえて慎重に検討する必要がある」として棚上げしたままである。直近の勧告（2024 年）では、厳しい表現で日本政府の不作為が指摘されている。そもそも 1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を含む法律案を答申したにも関わらず、自民党が法案提出を見送り、それから 30 年、日本政府は「検討中」のままである。

しかも、自民・維新両党は、当事者が求める選択的夫婦別姓ではなく、通称使用の法制化を掲げ、高市首相は通称使用の法案提出を狙っている。通称使用とは、結婚したとき戸籍上は相手の姓にした人が、結婚前の姓（旧姓）を、普段の生活や仕事で使用することで、別姓を選択できないなかで苦肉の策として広がってきた。通称使用の拡大は、二つの名前を悪用した犯罪にもつながるとして 1996 年の法制審議会が退け決着がついた問題であり、旧姓の併用を認めると「社会から見てその人が誰かということが分からなくなり、混乱を招くおそれ」（96 年の法務省発行の冊子）があると

指摘している。民間事業者も含めて二つの名前を正確に関連づけるための大幅なシステム変更が必要となり、膨大なコストや労力がかかり、問題解決するどころか、新たな問題が生じかねない。通称使用の法制化は、女性たちの願いやジェンダー平等に背をむけるものにほかならない。夫婦別姓によって、戸籍制度は壊れることなく維持され、戸籍システムの変更やそれに要するコストもわずかであることが国会審議によって明らかになっている。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度導入に向けた法改正の速やかな実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日  
高松市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} 宛